

調達説明書（仕様書）（見積合せ用・県内用）

公 告 日
令和 7 年 5 月 1 5 日

次のとおり見積合せを行いますので、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」という。）第 62 条の規定に準じて公告します。

本件見積合せに参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、参加してください。

1 案件名及び内容

案件名：紀北消防組合消防本部大型情報表示板処理部 P C 交換作業

内 容 (仕 様): 仕様書に記載のとおり

2 履行期間（納入期限）及び履行場所（納入場所）

(1) 履行期間（納入期限）

契約日 ～ 令和 7 年 7 月 3 1 日

(2) 履行場所（納入場所）

尾鷲市中川地内 紀北消防組合消防本部内

3 競争見積参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争見積参加資格

ア 当該競争見積に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 三重県内にある本店又は支店等で調達システム利用登録をしている登録事業者

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 見積参加者及び落札候補者に求められる義務

見積合せに参加を希望するものは、見積書の提出を行ってください。

落札候補者にあつては、見積合せ実施後に(1)から(2)までの書類を下記の 13(5)に示す締切日時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

5 見積方法及び落札者の決定方法について

(1) P4「見積合せに際しての注意事項」によるものとします。

(2) 落札候補者について、3(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。

6 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。（※契約書を作成する場合のみ）

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事

再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約は、下記「契約に関する事務を担当する課・班」（以下「契約事務担当所属」という。）に記載する所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

※ 契約書は契約金額が100万円未満の場合は作成を行わない場合があります。契約書の要否については13(6)を参照してください。

7 監督及び検査

契約書を作成する場合は、契約条項の定めるところによります。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約書を作成する場合は、契約条項の定めるところによります。

9 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 契約事務担当所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 その他

(1) 当該見積に質疑（見積手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の見積・契約に関する一切の事項）がある場合は、13(1)にある締切日時までに行うものとします。

（※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めにお問い合わせください。）

(2) 本件の事項その他に関し疑義がある場合は、見積に関する事務を担当する課・班（以下「見積事務担当所属」という。）に説明を求め、十分ご承知おきください。見積後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

- (3) 本件の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な見積を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則によります。
- (7) 見積参加者が1者になった場合は見積合せを中止又は延期する場合があります。

13 期間等の設定（時間は、24時間表示となっています。）

(1) 質疑等の提出締切日時

令和7年5月22日（木）12時まで

《結果回答》

令和7年5月23日（金）17時までに行います。

※ 提出締切日時までに、入札事務担当所属に書面（FAX可）で質疑申請を行い（必着）、回答は「三重県防災対策部HP」で確認してください。

※ 質疑申請提出の有無に関わらず、入札書提出前には必ず質疑申請の回答状況を確認してください。

(2) 同等品申請の提出締切日時

対象外

(3) 見積書提出の締切日時

第1回見積書提出締切日時	令和7年5月26日（月）11時まで
内訳書の提出の可否	不要

(4) 開封の日時

第1回見積書開封日時	令和7年5月26日（月）11時
------------	-----------------

(5) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和7年5月28日（水）12時まで

落札候補者にあつては、見積合せ実施後に4(1)から(2)までの書類を契約事務担当所属に提出していただきます。

ただし、再度見積を行った場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

(6) 契約書作成の可否

否

■ 見積に関する事務を担当する課・班

防災対策部災害対策推進課情報通信班内

三重県防災行政無線運営協議会 担当 清水

電 話 059-224-2157 FAX 059-224-2199

■ 契約に関する事務を担当する課・班

防災対策部災害対策推進課情報通信班内

三重県防災行政無線運営協議会 担当 清水

電 話 059-224-2157 FAX 059-224-2199

見積合せに際しての注意事項

- 1 本項目の(1)から(3)は参加資格、(4) から(7)は落札資格となります。
 - (1) 競争見積に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
 - (3) 見積参加地域の要件を設定した場合は、それに該当しているものであること。
 - (4) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - (5) 落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (6) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (7) 該当の案件を履行するにあたり、許認可等が必要な場合はそれを受けている者であること。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、契約事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの）の写し（提示可）
 - (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの）の写し（提示可）
 - (3) 1(7)を証明する書類の写し（必要とする場合に提出）
- 3 見積価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に 110 分の 100 を掛けた額）としてください。（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 4 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができますものとします。
- 5 見積額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
- 6 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度見積を行います。
- 7 規則第 71 条の各号のいずれかに該当する者の提出した見積書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の見積書は無効と取り扱います。

落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

（無効要件）

次に該当する見積については、その者の見積を無効とします。また、再度見積には参加できないものとします。

 - (1) 見積に参加する資格のない者が見積したとき。
 - (2) 見積者又はその代理人が同一事項の見積に対し二以上の見積をしたとき。（例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に見積を行った場合）
 - (3) 見積者又はその代理人が他人の見積の代理をしたとき。
 - (4) 見積に際して談合等の不正があったとき。
 - (5) 見積者が定刻までに見積書を投函しないとき。
 - (6) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (7) 再度見積において、見積価格が前回の見積における最低額と同額以上の見積をしたとき。
 - (8) 最低制限価格設定案件において、最低制限価格を下回る金額による見積をしたとき。
- 8 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生（再生）手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る）が契約の相手方となるときは、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項の第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去 3 年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実

績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。

- 9 契約締結権者は、受注者が暴排要綱第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 10 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- 11 契約締結権者は、受注者が 11 のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第 7 条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 12 契約書の作成、提出については、規則第 76 条、第 77 条によります。
- 13 見積りが 1 者となった場合は見積を中止又は延期する場合があります。
- 14 契約締結権者は、規則第 80 条第 1 項各号又は第 2 項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- 15 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第 81 条に基づき、同条第 1 項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- 16 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第 82 条に基づき、違約金を徴収します。
- 17 公告に記載がない事項については、規則の定めるところによります。
規則については下記の URL からご参照ください。

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=27&fromJsp=SrMj>

仕 様 書